

山口県報

平成18年
10月24日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三

防府駅てんじんぐち市街地再開発組合の定款の変更認可 (住宅課) 五

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (二件) (県民生活課) 六

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 六

土地改良区役員の出届 (農村整備課) 六

土地改良事業計画変更の協議に係る決定 (農村整備課) 七

選管告示

海区漁業調整委員会委員選挙執行規程の一部改正 七

農業委員会委員選挙における不在者投票のできる病院の指定等に関する規程の一部改正 七

企業管理規程

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程 八



山口県告示第五百五十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年十月二十四日から同年十一月十三日ま

での間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手	工 事 完 成	使 用 開 始	使 用 時 間 間 隔
四六一イ	〇・二五 (m ³ /時)	平成一八、一五	平成一九、二八	平成一九、一	連 続 二 四 時 間
七一の四一	九〇 (t/日)	"	平成一九、三〇	平成一九、一	"

備考 「四六一イ」及び「七一の四一」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及び同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第百三十三号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するものをいう。

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		通 常	最 大	最 大	
凝 集 沈 殿 槽	処理前	"	"	"	"
	処理後	"	"	"	"
沈 殿 池	処理前	一〇	八	一	八、三六七
	処理後	二、三九	二、九	七、二	七、二七・五
排 水 処 理 施 設	処理前	五、〇〇〇	一〇	一〇、〇〇〇	三〇三・五
	処理後	一、〇〇〇	二〇〇	一〇、〇〇〇	三〇四・三
種 類	通 常	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	最 大	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (t/日)	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定			工 事 完 成 予 定			年 使 用 開 始 予 定	
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
凝 集 沈 殿 槽	コンクリート製	"	凝 集 沈 殿	連 続	概 季 節 的 変 動 の 要 求	(既)							(設)
沈 殿 池	素 掘 り	一、九二〇〇	沈 殿	連 続	概 季 節 的 変 動 の 要 求								
排 水 処 理 施 設	鉄 製	一、〇〇〇	解 中 和 ・ 沈 殿 ・ 分 離	連 続	概 季 節 的 変 動 の 要 求								

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	最 大	
七二の四一イ	八	九、七	七	一、八八〇
四六一イ	一	二、一	二、八〇〇	六

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

処理後	八・四	九・七	"	"	一八	二四	"	"	"	〇・六	〇・八	九・〇八七	一〇、三四四・五
-----	-----	-----	---	---	----	----	---	---	---	-----	-----	-------	----------

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		室 内 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)	
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)		臭素 (mg/l)
八・四	"	七・五	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	九、九七
八・九	"	八・三	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	一、一三
七	"	六	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	四、〇〇
二〇	"	一〇	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	一、三五
一八	"	一五	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	六、八〇
二四	"	二〇	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	一、三三
一	"	〇・五	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	六、八〇
四六	四	二	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	一、三三
七〇	八	四	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	六、八〇
〇・四	"	〇・二	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	一、三三
〇・八	"	〇・二	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	六、八〇

山口県告示第五百六十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年十月二十四日から同年十一月十三日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字沖宇部五二五三番地
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第十一号の動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する原料処理施設、同表第二十七号の無機化

学工業製品製造業の用に供するろ過施設、遠心分離機、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設、同表第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設、同表第四十七号の医薬品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する成型機、同表第七十一号の四の産業廃棄物処理施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。



(五五〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年十二月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあつた年月日
平成十八年十月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人アス・ライフサポート

代 表 者 の 氏 名 藤田 英二

主たる事務所の所在地 山口市大市町三番二二号

一 申請のあつた年月日
平成十八年十月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人デイサービス愛心

代 表 者 の 氏 名 村田 清次

主たる事務所の所在地 山口市阿知須七九二一番地

(五五一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年十二月六日までの間、山口県環境生活部県民生活課、山口県萩県民局及び長門土木建築事務所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあつた年月日
平成十八年十月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人キュアポート

代 表 者 の 氏 名 鬼村洋太郎

主たる事務所の所在地 長門市三隅中三二四二番地

(五五二) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成十八年六月十三日山口県公告(三二八)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十月二十四日から同年十一月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 サンマート須々万店

所在地 周南市大字須々万本郷三〇七の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五五三) 土地改良区の役員の名義及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名義及び住所の届出がありました。

平成十八年十月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住	所
周南市久米土地改良区	理事	山本 和保	周南市大字久米二二一	
"	"	山本 昌幸	"	
"	"	松岡 栄二	"	
"	"	片山 浩伸	"	
"	"	小林 正徳	"	
"	"	松本 勝	"	
"	"	山本 茂樹	"	
"	監事	石田 準二	大字譲羽二二一	
"	"	藤井 勇	大字久米二七〇三	
"	"	小林 憲右	"	
二 退任した役員				
土地改良区の名称	理事の別	氏名	住	所
周南市久米土地改良区	理事	片山 隆士	周南市大字久米三三五九	
"	"	白井 信正	"	
"	"	藤井 廣美	"	
"	"	吉井 昭治	"	
"	"	吉井 修治	"	
"	"	山本 和保	"	
"	"	山本 茂樹	"	
"	監事	本居 珠夫	大字譲羽六一七の二	
"	"	原田 博	大字久米二七〇三	
"	"	小林 憲右	"	

(五五四) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 事業の内容
 - 市町名 山陽小野田市
 - 冷泉地区
 - 事業の種類 ため池の整備
- 二 縦覧の期間
 - 平成十八年十月二十五日から同年十一月十三日まで
- 三 縦覧の場所
 - 山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第七十号

海区漁業調整委員会委員選挙執行規程(昭和三十五年山口県選挙管理委員会告示第八号)の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

第三条中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年十月二十四日から施行する。

山口県選挙管理委員会告示第七十一号

農業委員会委員選挙における不在者投票のできる病院の指定等に関する規程(昭和十五年山口県選挙管理委員会告示第九号)の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

第一条中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年十月二十四日から施行する。



山口県企業管理規程第十一号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十八年十月二十四日

山口県公営企業管理者 清弘和毅

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程(昭和四十年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第八項第一号中「第六条の二第三項」を「第六条の二第二項」に改める。
附則

この管理規程は、平成十八年十月二十四日から施行する。

平成十八年十月二十四日印刷
平成十八年十月二十四日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)